

第1号様式の3（第21条関係）

年 月 日

練馬区長 殿

申請者 住所

氏名

電話

狭あい道路の解消等に係る助成金等交付申請書

練馬区狭あい道路の解消等に係る助成金および奨励金交付要綱第21条（第1項・第2項）の規定に基づき、（助成金・奨励金）の交付を受けたいので、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 申請額
- 2 助成金または奨励金の種類（該当する項目にチェック）
 - 狭あい道路等の拡幅に係る費用の助成
（助成対象土地の寄附・助成対象土地に地上権の設定・助成対象土地を区に整備依頼・その他（ ））
 - 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定の申請に係る費用の助成
 - すみ切りに係る費用の助成
 - 非常用通路の設置に係る費用の助成
 - すみ切り用地の公道化の奨励
（すみ切り用地の寄附・すみ切り用地に地上権の設定）
 - 後退用地の公道化の奨励
- 3 添付図書
第21条（第1項・第2項）各号による。
- 4 個人情報に係る同意（練馬区に区税等を納付している個人の場合に限る。）
助成金または奨励金の交付に係る審査に当たり、区が保有する私の住民登録情報および区税等の納付状況を区が確認することに同意します。

収納課処理欄

※申請者が法人にあつては、その事務所の所在地、名称および代表者の氏名を記載し、押印してください。

5 助成対象土地の寄附または地上権の設定の承諾（特別区道または区有通路に接する土地で第2章の助成を受ける場合に限る。）

助成金の交付に当たり、助成対象土地を特別区道として区に寄附もしくは申請者が助成対象土地を分筆の上、区が助成対象土地に地上権を設定することまたは区有通路として区に寄附することを承諾します。

6 すみ切り用地の公道化の承諾（第5章の奨励を受ける場合に限る。）

奨励金の交付に当たり、すみ切り用地を特別区道として区に寄附もしくは奨励対象者が奨励対象土地を分筆の上、区が奨励対象土地に地上権を設定することまたは区有通路として区に寄附することを承諾します。

7 後退用地の公道化の承諾（第6章の奨励を受ける場合に限る。）

奨励金の交付に当たり、後退用地を特別区道または区有通路として区に寄附することを承諾します。